

岩手県告示第776号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨沿岸広域振興局大船渡土木センター所長から次のとおり通知があった。

平成30年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 大船渡市大船渡町地内ほか
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年9月6日から平成31年3月4日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（空中写真測量）